

第22回 運営協議会会議録

日時：令和2年11月24日（火）14:00～

場所：天理市役所 4階特別会議室

出席者：首長10人、組合事務局5名

局長：[]がちょっと遅れるから始めといて下さいっていう事やったんですけども、どうさせてもらいましょ。

管理者：先に始められる部分があればいいんですけど、協定書の変更からいきましようか。

局長：そうですね、ほんならまずそしたら第22回運営協議会をこれから始めさせていただきます。まず並河管理者からご挨拶お願いしたいと思います。

管理者：すみません。夜分になりましたが、お集りいただきまして本当にありがとうございます。12月1日に開催を臨時会を予定しておりますけども、それまでにお忙しい皆様の日程がどうしても合わせるのがこしかなかったという事で、ご容赦をいただきたいと存じます。主な議題といたしましては、まずマテリアル啓発施設の方をこれから公告を打っていくにあたって、補正予算で債務負担行為で取らせていただかないといけないという事と、後、来年度予算、一番大きな所は焼却施設の債務負担行為になってくるわけでございますが、こちらも含めて今日ご確認をいただけたらというふうに思っております。ただこの2つについては極めて重要でございますので、まず周辺地区の環境整備基金の変更についてという部分はこれは多分[]に後でご説明すればいい話かなと思いますので、そちらの方から議事を進めて参ります。どうぞ宜しくお願いを致します。

局長：ありがとうございました。それでは議事に入ります前に資料の確認をお願いしたいと思います。まず最初に本日の次第、続きまして臨時議会の一覧表、令和2年度一般会計補正予算（第5号）（案）でございます。続きまして令和3年度一般会計予算（案）、一般会計予算に関する説明書、次に基金に係る協定書、同じく基金に係る変更協定書（案）、基金に係る協定書新旧対照表、続きまして補償費の総括表、マテリアルリサイクル推進施設建設に係るレイアウト、図面でございます。分水嶺と調整池の位置図、最後にマテリアルリサイクル推進施設整備事業予定価格表でございますけれども、揃ってますでしょうか。それでは管理者、進行をお願いしたいと思います。

管理者：はい、そしたら7時でございますので、予定通りご挨拶したばかりでございましたが、議事の通り進めさせていただきます。まず最初に令和2年度第3回組合議会の臨時会にかかけます補正予算第5号の案についてを事務局から説明をお願いします。

寺係長：はい、それでは来月12月1日に予定をしております第3回組合議会臨時会におけます議

案についてご説明させていただきます。今回の臨時会におけます議事といたしましては、来年1月8日に予定しておりますマテリアルリサイクル推進施設に係る入札公告を実施する為の補正予算案のみとなります。それではお配りしております横綴りの議案第6号 令和2年度一般会計補正予算（第5号）をご覧ください。第1条でございますけども、債務負担行為の追加は、第1表 債務負担行為補正によるものでございます。1枚めくっていただきまして1ページをご覧ください。第1表 債務負担行為補正、事項でございますが新ごみ処理施設整備・運営事業（マテリアルリサイクル推進施設）、期間でございますが事業全体が令和3年度から令和32年度、内訳といたしましては建設事業が令和3年度から令和7年度、運営・維持管理事業が令和7年度から令和32年度となります。一番右、限度額の方でございますけども136億1,665万8千円でございます。令和2年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第5号）の説明は以上となりますが、12月1日の臨時会に向けまして明日から各市町村から選出いただいております組合議員の皆様にも事務局から直接ご説明に回らせていただきます。その際に市町村長様分の議案一式お届けさせていただきますので12月1日の当日にお持ちいただきますよう宜しくお願い致します。

松係長：そうしましたらご説明させていただきました補正予算案の限度額につきまして、現在配布しております資料右上に㊦と記載のありますマテリアルリサイクル推進施設整備事業予定価格表を基にご説明させていただきます。上段は前回入札公告時の予定価格、下段は今回予定で入札告示の価格としております。今回の予定価格は前回に比べまして、税込み約11億円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、建設工事におきまして建設工事費の高騰及びコロナ対策による増額となっております。運営維持管理におきましては、光熱水費等に当たる用役費並びに人件費の高騰、コロナ対策費、施設修繕費等となっております。今回の限度額につきまして、今回の予定価格を基に予算編成をしております。議事につきましては説明は以上となります。

管理者：総額がやはり金額の上がり幅が大きいですから、何故にっていう事をこと細かに。

松係長：建設費に関しましてなんですけども、前回から金額が増える分の主な理由といたしましては、建設物価工事費の単価の高騰によるものが約4億円の増額、コロナ対策に関しての増額が3千万円となっており、この時点で4億3千万円の増額となっているんですけども、残土処分費今回しないという事なので、その分を差し引きまして、建設費としましては3億円増額というような内訳となっております。運営に関しましては、用役費の高騰という事で25年間分にはなるんですけども2億3千万円の増額、人件費につきましては1億8千万円の増額、コロナ対策関係に関しまして7千万円の増額、施設周辺費に対しましては4億5千万円の増額となっております。こちらを合わせさせていただきますと、約8億円の増額という事で建設費3億円、運営維持管理費8億円の増額となり計11億円の増額になるというような。

管理者：はい。何か皆様からご質問はございませんでしょうか。

：質問というよりごっつい疑問に感じるわ。そんな簡単に10何億って上がるもんかなと思
って。不思議に思うんやけどな。我々中身を聞いたところでそんなん。

：多分単価の上昇とか分からんでもないんですけど、運営費って例えば光熱水費、用役費
が光熱水費と仰ってるんですけど、何で上がるのとか、まあ人件費が2億であれば25年で
割りますとまあ1人増ぐらいなのかなってところが何でかとか、その理由は聞かれて
ますか。

局 長：発注支援業務をやってるが見積徴取をしているわけなんですけれども、我々と
いたしましても前回いただいた見積から比べれば、何で上がるねんと。元々建設する内容
っていうのは変わってない。強いて言うならばコロナ対策費が上がる部分については理
解ができるけれども11億上がる理屈が我々としても分からないという事でには
投げかけておりますけれども、から見積徴取した業者に対しては我々が聞いた質
問を投げかけるんですけど、一応こういう形で見積が上がってきたやつをそれ以上
としてもここを変えなさい、あれを変えなさいっていう事がなかなか言えないとい
う状況の中で挙がってきた見積を我々が今度、前回挙がってきた見積金額と比較をした上
で、これが適切であろうという形でさわる事自体がなかなか、さわる事によって不落にな
るとかいう部分もあるとするならばなかなか出来ないところがあるので、相手が出してきた
見積に従って予定価格を決めるしかないというところが実際のところなんですけれども。

：見積が上がってきてそれを下げるように申してるのではなくて、上がった理由を聞いて
いただきたいんです。

局 長：上がった理由ってというのは要するに建設費の高騰と。

：建設は分かるんです、運営費が何故上がるのかっていう所。光熱水費でも電気代が単価
が上がるとか使用料が上がるとか、水道であれば利用料増える若しくは単価が上がる、そ
れぞれ上昇の要因があると思うんです。それを見積を作った業者に聞かれてると思うんで、
それを今教えていただきたいです。

局 長：正直申しまして水道料金等の高騰について原因が何かという所までの調査っていうのは
できておりませんでして、この見積自体が本来ならば20日に挙がってくるべきところが23
日、昨日一昨日に挙がってきたってところがあって、我々事務局としても何をしてお
るとに対しては文句言えるんですけども、が見積を依頼してる所が、例
えば遅れてきた事によって例えばお前とこは要らんっていう事も言えない状況の中で、い
かにこの金額を出すかっていうところで事務局としても、今日1日ひよっとしたら今日こ
の提案もできないか分からないという事でお話しをさせてもらわなあかんってところ
まで詰めてたんですけど、結局答えとしてはこういう答えがええ悪いは別として出たとい

うところで、今いただいた意見を再度その[]から見積を出した所に確認をする事は可能やと思うんですけども。

管理者：だからあれですよ、[]仰ってるのは、社会通念に照らして建設費に関してはそれなりに単価というのは変わり得るでしょうと、しかし前回から今日まで世の中の人件費が高騰している状況でもなければ水道光熱費だったり、その他諸々の部分で何かここにしゃないなあと思える増加要因というのが、せいぜいコロナ対策費ぐらいしかないというところからすると、これだけ急激に上がった状態で議会に出してしまった時に、こちらの方としてもきちんと説明する事が困難じゃないかと、こういうご指摘と捉えてよろしいでしょうか。

[]：そうですね、説明のしようがないですよ。皆さんも我々に説明ができない通り、我々も議員さんに対して説明が出来ずにただ業者が挙がってきた数字を挙げてますとしか。

管理者：言われっぱなしかっていう話になってしまう。

[]：言われっぱなしよりも理由を。

局長：まあうちも理由を聞いた時に建設費の高騰とコロナ対策で人件費、まあこのエネルギーの時も要するにコロナ対策として人を増やさなあかんという部分の中で、それが適切な金額かどうかという所は別として、例えばコロナ対策が必要ないとなればそれを落としますよと、エネルギーの方もそういう流れ。

管理者：エネルギーの時の方はね、でもやっぱりまだ説明は多少成立してた。

[]：そう、プラス1人だから。

管理者：こうなるからとか、コロナ対策だから後で調整だとか。

[]：そういう説明が欲しいんです。

管理者：後はそのまあ向こうについては残土に関してもあるっていう話だと思うんですけど、こちらの方がザックリし過ぎていて、さすがにその上がり幅が1億2億ならともかく10億を総額超えるという話になった時に、日が議会までないわけですけども、どこまで聞けるんでしょう。

局長：聞く事は可能やとは思いますが、ちゃんとした答えが返ってくるかどうかというのは分からないですね。今日もかなりうちとしてもきつい口調で[]には指導したんですけども、返ってくる答えがこの程度しかなかったと。だからと言ってほんなら事務

局としてどういう対応できるかっていうと、前回の金額そのまま使うっていうのも1つの考え方やとは思ったんですけど、ただそれをする事によって、例えば不落とかが起これば、当然又時期が遅れていくとかいう部分もあってですね、その辺も含めて今回提案させていただいた事を、事務局としてこうせいって言われるのであればそれをする事はやぶさかではないと思いますけども。

管理者：だから金の質問なんですけどね、一応その念の為にお伺いをするとならば一方不落のリスクをどうにかしないといけないっていうのはある。しかしもう一方で適正なとかちやんと世の中に説明がつかないといけないとなった時に、見積の通りの価格を予定価格にしなければならんという決まりがあるわけではない。

局長：ないですね、だからないからさわる事は可能やと思います。ただそのさわり方によって不落が生じる可能性があるという事も含めて、皆さんにご理解をいただければですよ、1つの例を挙げるとさくら、この前入札公示をやりました。それは見積を採らずに独自で設計をして入札をかけた。それがお金が合わないからという事で不落になったという事実がございます。その辺も含めてなかなか事務局としても今のやつをこうですっていう形で判断するのが非常に難しいというところがありますので取り敢えず出てきた内容を。

管理者：皆さんに今共有させていただいてるという事ですね。私ばかりお話ししてもあれなんで如何でございましょうこの点についてご意見、思われる事ございましたら、ト
ップバッターでもしお話ししていただけたら。

：これね、中身の話な、今が例えば人件費の話であったりコロナの話であったり、だから光熱水費のそういう細かな問題の話であったり今しはったけど、ここに出てる予算上の話ね、これ限度額やから極端に言えばですよ、別に我々了解すればこれかまへんわけですやん、限度額やから。

局長：まあ予定価格ではないと、限度額要するに。

：限度額やからこの枠内で処理すればええだけの話でっしゃろ、それはそれでかまへんねんけど、そやけど我々としてはやな、中身の説明が何にもないのにこれでええやんかっていうわけにはいかんわな。最悪のケース、これで議会に出してやで通ればそれでええだけの話や、こんなん、荒っぽい話やけど。極端に言うたら債務負担行為かって何も変更打ったらええわけやんか、あかんかったら、次に又。

管理者：それはすみません、どういう事ですか。あかんかったらっていうのは。

：債務負担行為の補正又付されへんやん。

局長：まあその補正を打つというのは要するに不落になった場合っていう事ですか。

：最悪のケースやで。別にかまへんやん打ったらええやんそなん、又。手はあるわけやんか。予算上の措置としての話やで、俺言うてるのは。ただ我々としてはさつきから
：言い合はるように、納得できひんのにこんでええわと言うわけにはいかんやろちゅう話やんか。せやけど最悪あかんかったらこれを出して限度額の範囲の中で処理できれば何も問題ない話でっしゃろ、出来上がった時に報告すればええだけの事やねんからかまへんねんけど。形としてはやで、形としては別にこれでオッケーですよという事やったらこの限度額の中で収まりや何も問題ないわけでっしゃろ。せやけどそれはそれでかまへんと思うんやけど、
：言うてるように何でちゅうのが分からへんねんのに、ええわちゅうわけにはいかんわなこれ。

局長：挙げさせていただいた中でこれから詰めていってこの限度額が予定価格として下がってきたとするならばそれでええやろけども、そこまで事務局として下げられるかどうかという所を、どこまでできるかっていうのがなかなか事務局としても難しいところありまして。

：日程的な問題もありますやんか。

局長：そうなんですよね。

：そやから言うてるように最悪のケース、限度額打つとんねんから、この枠の中やったらかまへんわけやんか。せやからそのみんなが例えば
：が聞いてはるような納得した説明ができるかどうかちゅう話やわな、議会に対してもこれ説明できんかったら。

：数字上がるのは別にいいんです、理解できれば。ただ分からんまま数字を議会に出して何審議したのって、いや分かりません見積書の通り出しましたっていう情けない話は出来ません。

管理者：一応念の為にお伺いするんですが、確認してろくな答えが返ってこなかった場合にどういたしましょう。

：それ問題やわな。

管理者：要はそれでスパッと返ってくりゃいいんですけど、そりゃまあ色々人件費だったり何だつたりとか言ってモニョモニョとしていう時に。

：ただ作った数字は多分何かを積み上げてるはずでしょ。

管理者：まあ一応はそうなりますよね。

■■■■：業者なりの理屈があると思うんですよ。その理屈を聞く事は出来ないんですか。業者なりの理屈を。

局長：その辺の確認はできん事はないと思います。

■■■■：それはおうてようが間違うてようが積み上げた数字やから説明できなおかしいわな。

■■■■：積み上げた数字、前回と違ってるのを業者なりの理屈を聞いてもらえたら。

管理者：一応整理すると、見積を取ってるのはあくまでそれをイコール、本来予定価格ではなくて相場観を聞いてこれが2社なら2社、3社なら3社。その平均をとってここですっていうふうにするものであるわけだから、落ちさえすりゃ別に向こうが出してきた数字のまんまでなくたっていいって事なわけですよ、本来は。

松係長：はい、本来は。

管理者：ただしむやみやたらに作為的に下げた場合には不落のリスクがありますよって事を知って下さいねっていう事を事務局として言いたいっていう事ですね。だからどうなんですか、それは聞いてみないと分からないですけども、どこまで具体的な理由が返ってくるのか。或いはその今見積もってる所が何個あるか知りませんが、でも現実にはなかなか複数っていう状況じゃないからこういう議論になってるんでしょ。そこに根掘り葉掘りこう聞く部分っていうのは返っていいんですか。

局長：我々が直接その業者と接触はできないので■■■■を通じて。

管理者：出来ないんですね、やるべきではないと。

■■■■：まあせやけど一定の説明はしてもらわんと。

局長：その一定の説明っていうのはいいか悪いかにしては、来た答えがこれぐらいしかなかったと。

■■■■：極端に言うたら言うてはるんやで、例えば光熱水費であつたりコロナの関連費用であつたり何で上がるのんと、コロナでどういふ事を想定してんのんと。例えば人が張り付くのか、防御っちゅうのかそれにももの凄い費用がかかるんやっていうのか、そういう事を示してもらわんと、なあ■■■■。

■：そうですね。

管理者：より経験豊かな先輩方にもしご意見いただけたらと思うんですけども、一応整理させていただくと2つあるとは思っております。滅茶滅茶はっきりした説明が出てくればよしとして、それが微妙な分かったような分からないようになって、ちょっとフワっとした説明しかなかった場合にそれでも出てきてる額はこれだから、もうそのまま上程するという方法があるでしょう。もう1つは要はその理由ではとてもここまでの増額幅っていうのは理解しがたいから、前回の見積っていうのも一応本来ちゃんと見積もってやってきてるはずだから、一部分それに・・・してもうちょっと下げた価格で打とうと。ただしその場合はリスクが一定ありますよ、でもまあ金額としては下げる部分でチャレンジしましょう、だからそのどちらの道を選ぶべきかというのが多分今後起きてくる大きなポイントなのかなというふうに思うんですけども、■どうですか。申し上げてる事を分かって。

■：だから金額は別にマックスで挙げてもうてもいいと思うんですよ。これから詰めて議会と提案詰めて落としていく作業にすればいい。

局長：金額をマックスで挙げて、ああそうかそうか1月8日までか。

管理者：1月の8日までは。

■：議会でな、うち質問された時に答えられない。

管理者：議会で債務負担行為取ってるのに、価格公告の時にそこから下がってる額を打つっていうのはそれはオッケーなの。

局長：それは別に。

管理者：枠は枠だからっていう考え方で。

局長：元々今までは補正金額イコール予定価格にしてたから一緒やったですけども、あくまでも今回は別に同じじゃないですよっていう流れでいけば、別にそれは問題ないと。

管理者：ですからさっき■仰っていただいたように枠で取って、実際に公告を出した後はもうちょっとややこしいんですね。

局長：公告の時に予定価格入りますんで。

管理者：だから公告までの間にもし仮に精査ができたとしたら、その枠の範囲で調整したとして、議会からこないだの債務負担行為の金額と予定価格と違うやないかいというふうに聞かれ

た場合には。

局長：それは説明に行く時にこの補正予算っていうのはそういう形で予定価格と一緒にではないっていう事を説明しときます。もしその今の金額で説明するのであれば。公告の時には予定価格はこれから下がるかどうか分からないけども、変わる可能性はありますよと。

管理者：■■■■、■■■■そういう例はどうですか今の。

■■■■：せやから今管理者言うてくれてはるようにね、あくまでこれ限度額やねんからこれ最高に入れるわけですよ。この範囲内であつたら何も問題ないわけですよ。ただしっかりと説明が出来たらええだけの話ですわ。■■■■さっきちょっとチラつと言わつたけどね、これはこれで例えば認めるにしてこれからしっかりと業者と説明ができるような体制を整えてくれたらそれは別にかまへんにしても問題は、問題はですわ、事務方の方が各町の議会の方へ説明しに行ってくれはるわけでっしゃる。どんな議員さんも居りますよ。前聞ってる話とちょっとちゃうやんかとか、ここ何でこんなだけ上がるのんとほんなら理由説明してくれな俺らかてこれうんって言われへんねんというような話が出た時にしっかりと説明ができるかどうかちゃう話ですわな。

局長：今■■■■仰っていただいたように当然我々も今日これ提案する時に、何でこんな上がって、んねんと言われるやろうという事で、■■■■に対してもかなり上がってる部分の詳細については求めてるところなんですけども、正直なところ返ってこないというところがありまして、今後1月8日の公告までに詰めてそれが納得できるような内容で返ってくればそれはそれで採択できると思うんですけど、もしそういう答えがない場合はどうしたら、事務局としては前の金額を使って予定価格を使うと、これがいって例えば相手が不落、札を入れなかった時はそれはそれで納得してもらわなっていう所も含めて、色々うちも事務局の中では話はしてるんですけども、なかなか。

管理者：ちょっと一旦もしあれでしたら他の皆様のご意見。

■■■■：不落になる可能性を例えば心配をして言うのやったらやで、別にそれはしゃーない話やんか。俺が思うのはな、ええやんかこれでいったらええやんか、ただそれはしっかりと説明を責任を持ってするという事でこれでいきますよと、今の段階では日にちが厳しいからなかなか■■■■の方から返事が戻ってけへんねんと、ちょっと調整が難しいからしっかりとこれから調整をしますと、限度額を超えない、これ当たり前の話やけど、その枠の中でしっかりと詰めていきますと、この報告は詰まった段階で又管理者を通じて報告をさせていただきます、説明をしますという事で納得してもらわなしゃーないわな、最終的には、ただせやけど我々としてはそこまでにちょっとした話は欲しいっていう事やわな、これ。そこが事務方の方でしっかりとできるかどうかちゃう話ですわな。

局長：まあ仰っていただいた事について、我々も理解してますんでそれを[]に投げて[]が見積取ってますんで、その辺のやりとりの中でちゃんとした答えが返ってくれば、皆さんにそういう形で報告できると思うんですけども、それがちゃんとできるかどうかというのはちょっと今何とも申し上げられない所がありますんで、それは事務局としても努力はしますけども。

[]：せやけどそれできんかったら話ならんで。

管理者：えっと、順にすみません[]、如何でしょうか。

[]：まあ今言っていたように、ある程度のそういうエヴィデンスというか説明、どなってんのかっていう事は最低限ね、ある程度はやっぱりこう纏めていかないとちょっと足らんかなとは思っていますが。そうしないとなかなかやっぱし議員さん含めて色んな所で納得してもらうのはちょっと難しいかなと思います。

管理者：[]、如何ですか。

[]：やっぱり限度額で債務負担の議決もらうにしてもやっぱり説明、その数字の差異についてはある程度説明して納得してもらわないと、議決してもらえないのではないかという意見も心配してます。一旦限度額ですよ、その範囲で今予定価格は精査しますという説明で納得いただけるかどうかでんな。この数字比較、用役費を見ましても2億7千万、それから啓発事業は啓発関連事業と合わせて3億程のが7億になってる。逆に点検整備補修は下がってる。この辺りがやっぱり同じ見積の取り方してたら根拠の数字が当然あるはずなんで、それを細かく分析すれば答えが出てくると思いますので、その辺り説明が必要ではないかというふうに思います。

管理者：あの・・・的な事をお伺いしますが、今予定表がこれ1月8日で動いてるんですけども、元々焼却施設に比べると建設期間はこっちの方が短いという認識ですよ。どれだけ後ろに倒れられるんですか。仮にその精査が必要だという話に今日なったとして1つは先程から仰っていただいているように、目一杯取り敢えず議会の方で議決をとっておく、で、そこから精査が十分だというふうになった時点で、公告を打つという考え方それできるんですか、1月8日に係わらず。

局長：当然ずれてくるという事で、説明をさせていただければ可能かなとは思いますが。

管理者：焼却施設と同時期にしっかりちゃんと動くっていう事を考えていった場合にマテリアルの方にどのくらいの時間的余裕があるんですか。

局長：その辺はきっちり精査せんと、今どのくらいっていう事はすぐ申し上げられませんか

ど、余裕があるのは今までから事実なんで。

管理者：マテリアルの方が若干余裕ありますね。

局長：はい。

管理者：うん。要はですね、今この瞬間あんまり議員さんが精査せず、まあそうかまあ上がるにしてもそんなもんやわなと言って議決をしたとしても、後々になってこの上がり幅おかしいというような形で指摘を受けないようにしっかり対策を採らないと。

局長：当然事務局として個人的にもこれ切も守らない、こういう形で上がった金額だけ持ってきたと。■■■■にもかなり今日厳しい事を言ったんですけども、言ってもなかなか返ってきてないところあるんで、はっきり言うたら1月8日の入札公告をずらしてでも事務局としては時間もらって詰めるだけ詰めて今色々な意見をいただきましたけども、ちゃんと説明できるような資料が整うまで公告はずらすよという事でご了解をいただければそういう方向でも検討はしたいと思いますけれども。

管理者：■■■■、如何ですか。

■■■■：皆さん仰る通りかなあと。ずらすのも有りな選択になってくるかなというのと、あと先程からも出てますけども、やっぱり議会が通ったとしても自分とこの予算の時に、何でこんなに上がってんのっていう所の次ここだけじゃない説明、各首長全員それぞれの議会でも説明責任というところがあるので、やはりあの出てきた見積、前回と今回の見積のやっぱり精査っていうのを事務局でもしっかりとしないといけないのかなと、そこを突き合わせて何が上がったかという所もしっかり事務局サイドでここ何でやっていう所も細かい所も聞いていかないと多分打っても返ってきやへんっていうのはそういう部分もあると思うんで、分析っていうのを早急に事務局としてもしていただいて、問題点の共有とやっぱり詰めていくっていう作業をする必要があるのかなと感じてます。

管理者：■■■■いかがですか。

■■■■：ほとんどもうみんなと一緒になんですが、やっぱりこのままでは根拠にかけるやろなどは思います。せやけどまあ■■■■ですか、そこに問い詰めていただいたところなかなかはっきりと返ってこない、時間もないっていう事で事務局も大変苦しんでおられるのは分かります。ですからこの補正予算通してどうするか、はっきり言うて時間があるんやったら次の議会で挙げるっていう方法も一つの手なのかなと思いますけれども、このままで出した時にそこまで議員さんがかなり追及があるのではないかなとは思ってますけれども、そんな事できるかどうか分かりませんがね。

管理者：今回の議会はこの議案のみですか、他あるんですって。

局長：これのみです。

管理者：だからまあ流すって事ですね。

局長：流すというよりはちょっとその辺も含めて例えば12月1日に議会を開いて、会期を延ばしてもらおう。例えばこれ金額今日出なかった場合の話をしてたんですけど、12月1日に例えば予定価格なり補正予算の金額が出てない場合は、取り敢えず1回開いて会期を延ばしてもらおうっていう事も含めて検討はしましたけども。

管理者：臨時議会なんで、用もないのに開かなくてよくない。

局長：ただ1回ね、招集出させていただいていますので。

次長：1回招集かけるという事は、その審議する議案が消滅した時はもうやむを得ず流すという事はできるんですけど、これは消滅せずにまだ金額が決まってないという部分なんで、やらなければならないという事で消滅にはなっていないので、それでしたら会期を延ばしてその間に予定価格、で、又皆さん方のスケジュールの調整を行って再度その日に例えば12月の20日でしたら12月の20日、12月20日まで会期延ばしていいですかというような形で今度臨時議会その事を諮っていただいて、それから12月の20日に今度招集をしますという事を議長から宣言していただいたらそれでいけるのではないかというふうなちょっと今事務局案なんですけれども、考えておるところなんですけれども。

管理者：議会をどうするかはちょっと二次的な話として、そもそも論として、如何でしょう。

：今回という方のこの経費の流れ見てたら全部綺麗に揃ってますよね。かなり数字が揃ってる、もう少し下の方までくるのかなど思ったらこれ揃ってるという事は考えたら・・・見積で挙がってきた数字でもないような気もするんです。

管理者：ある程度丸い数字。

：丸めてるのではないかと思います。そうすればこの数字になりますよという事の微に入り細に入る僕は内訳は多分今の段階で出てこないんじゃないかと思うんです、丸めてるという事は、それで出てきた数字に今度予定価格を決めるという赤枠の中ではコンマ9、いわゆる10%カットでコンマ9でいけばこの数字ですので、ほぼこれだったら落ちるでしょうっていう事のこのシミュレーションだなと僕は見ておったんです、ですから何ぼ損切りするかっていう事はこの見積の10%程落とせば落ちるんじゃないですかっていう見積かな

というように僕は。

局長：この0.9というのは要するに公設公営でこれ見積を取ってますので、DBOで発注すれば0.9掛けていけるという事なので0.9であれば落ちるという事ではないという事です。

管理者：だから向こうが0.9を掛けてきてるのではなくて。

局長：うちが掛けた。

管理者：うちが掛けたと。

局長：要するにDBOで発注すれば1割は下がるであろうと。

■■■■：この赤枠はそういう意味ですか。

局長：はい、はい。

■■■■：僕はⓉってなってるから、1割カットでいけばいけるんじゃないですかって意味かなと思ってたんですよ。

局長：見積に対してこれは見積は公設公営で見積を取ってますので、DBOで発注した場合は1割は下がるという前提でこの0.9というのは掛けさせていただいております。

■■■■：そういう意味なんですか、これは。じゃあこちらの方で書いたシミュレーションですね、これは。ここまで微に入り細に入り積み上げが出るのかなと思ってたら、数字が揃い過ぎてちょっと出にくいんじゃないかなとは思いますが、僕は。ですからある程度何と何と何でおよそそれぐらい、だから啓発事業だったとしてもその中身はこれとこれとこれがこう上がって来たんで、これぐらいこうなりますよとかいうある程度の我々でも説明できる部分が必要かなとは思いますが、だから細かい積み上げは僕無理やと思う。

管理者：ある程度フワっとしたのが来た場合に、この金額幅の上がりでもまあしゃーないなというふうにとるのか、それともある程度リスクがあると思いつつも更に下げて予定価格を我々の方でもっとこう切り込んで前々と突き比べてやっていくという作業をするかという点は如何でしょう。

■■■■：強いて言うたら事務方の方は聞いてたらやっぱし不落になるのだけは避けたいという思いもあるようですし、どのラインがこれ不なのか・・・とか分からへんで、分かっていたら楽やわな。

局長：事務局で話したんはこれ例えば当初の金額でいって不落になったら、参加要件もっと下げてですよ、今度はもう1回やり直すっていう事も含めて、ただそれでも参加してくる業者が、もうそうなる例えば炉のメーカーも入れて参加できるような参加要件を作り直さなあかんのかなと、色んな事は考えてるんですけども、なかなか難しいところで。

管理者：炉のメーカー。

局長：今言うてるエネの業者おりますよね、それがマテの方には参加できないのかと、例えば今言うてる所がもう自分の思いのまま金額出したらええっていうところがあって、競争性がないのであれば、炉のメーカーもここに参加できるような形で、再度入札をする事も考えてはみたんですけども、そうなるかと又遅れていくという部分がありますんで。

管理者：予定価格を取る所からやり直さないといけない。

局長：勿論そうです。だからエネと違ってマテなので機械と運転の関連性というのは大分少ないと思いますから、エネの場合は機械が悪いのか運転が悪いのかって分からん部分は多いのでマテの方はそこまで精密な内容っていうのはないやろうから、DBとOを分けてもまだええぐらいかなっていう所も事務局としては話はしてるんですけど。

管理者：だから色んな事は検討いただいてるっていう事ですね。

局長：してます。

管理者：もし仮に不落になる可能性を限りなく下げたいというふうに言うと、ある程度向こうが出してきたものにしてやられてしまう部分の要素はあると。だからそのしてやられてしまう部分があると分かりながら安全パイでやるのか、それとも最終最後はそういう入札要件を変えてでもやればいいじゃないかというふうにもし腹をくくれるんだったら、選択肢としてはもっと出てくるよと、こういう事ですね。

局長：当然工期的なものもちよっと遅れるっていう部分も含めての話ですけども。

管理者：だからそこは今各自治体のリサイクルの方ですね、どの程度切実であるかという所にも係ってくるわけでございますけども。

■■■■：焼却の方は非常に色んな条件があった、その条件にいわゆる合ったやり方をしようと思ったらこの何社かですよという話で、もうそれでいこうという話になりました。うちの議会の考え方としては、こちらの方マテの方はどちらか言うと一般建築と一般設備的な技術が出来ればこれは可能と違うかという、よくそういう話をうちの議会はするんですよ、そこまで精密なものではないでしょうと。

管理者：炉ほど技術は要らないという部分、そこは今までの専門家とのやり取りだったり、いわゆる足切りですね、その辺りあんまりこの場で詰めてないと思いますし、私自身もちょっと明らかでない所がありますが如何ですか。

局長：当然例えば今言うた流れを変えていくのであれば当然その専門の先生にも相談はせなアカンんですけども、まだ決まってない段階ですんで、まだそこまで相談はしてませんけれども。

■■■■：これでも■■■■は入ってない。

管理者：啓発施設の所は後その啓発プラス事務局が入るような、要はその運営管理に関する棟の建設費は勿論入って参ります。

■■■■：■■■■は元々一社応札に反対してたんで、これ出したらだから見ろって言われて……。だから初めから窓口広げて競争入札したらいい。今みたいに不落なるからって言って向こうの言うがままになってる可能性があるという事じゃないですか。

局長：今見積が出てる状況からすれば、まあそういう形になってると。

■■■■：だから私もちょうど今■■■■言うてたように、パッと見てこれ前が啓発が3億、それが7億なってる、まあまあこれコロナ先どうか分からへんから倍ぐらいちやうかいうてつけたかなと思って見てたんですけど、そんな感じちやうかな思いながら。

管理者：計画変更になった事による影響あるんですか、このラインを下げなさいというふうに。

局長：それも前回出てるのが別棟で出てるんですけども、今回これ1回出てきたんはね、合棟っていうか施設の上に啓発施設造るとか言い出して、ほんなら何で金額上がんねんと、合棟にすんねんから金額下がってくるやろと。突っ込んで言ったんですけども、もう一回見直して別棟で挙がったえらい変わらん金額で又出てきたんで。

管理者：でもそれは建設費用ですわね、いずれにしても。

局長：そうですね。

■■■■：何かそんな話聞いてたら、なあ。

■■■■：ちなみにこの価格を出してるのは無料で作ってもらうてる。

局長：勿論そうです。だから参加するであろう所に見積を取ってると。

管理者：ただ逆に言うと今の時点でお金がもらえるわけじゃないから、ある程度ヤル気がない所はあえて手を動かさないという事ですね。

局長：勿論そうですね。

管理者：全くその、全く取る気がない所はそもそも手すら動かさないと。

■：コロナやがらいうて10億以上もなあ、上がるなんて想像つかんわ、こんなん。

管理者：■ どうですか。

■：難しい問題ですな。・・・时期的な事もあるし、考えていただいてありがたいなと思います。

管理者：ちょっとこの部分が大分長くなってしまってるんですが、一応議会自体は開かざるを得ないという事なんですけども、今決めざるを得ないというのは議会開いたとしてですね、今この金額で債務負担行為を取るのか、或いはその先程話がありました通り、精査するまで会期を延ばして下さいと、大変お時間いただいてたのにちょっと先方とか色々な所もコロナで作業が延びちゃってるみたいでまだ出てきませんと、ちゃんとした精査できたものがという形で延ばすべきかこれは如何でございましょう。

■：それはせん方がよろしいやろ、やらん方が。

管理者：やらん方がというのは。

■：せやからね、開いて説明をして相手から出てくるのを待って又やるっていう、そんなやり方やったらもの凄い批判されまっせ。それはせん方がええと思います。それやったらまだこれを出して概ねの話をして、これから詳細については事務方とみんなが責任を持ってやりますと、必ずこの報告説明は後日させていただきますと、取り敢えず限度額としてご了承下さいという事でお願いするという事の方がまだマシとちやいます。

管理者：他皆様、如何でしょうか。

■：俺はそう思うけどな。

■：私も■仰る通り、取り敢えず出して了解求めて後、詳細再度説明する。

■：そうせんと格好つかんやろ、こんなん。

局長：だから極端に言うたら今の金額で上程させていただいて、最終予定価格は前回きた金額でいくというのも1つの方法やという事で、極論言えばね。

■：極論言うたらそうよ。

管理者：議会軽視という事になりませんか、大丈夫ですか。

局長：議会軽視、いやだからこの今議論した内容は当然説明行った時にします。

管理者：一応根拠ある数字は、根拠がある数字として。

局長：ただこれで納得をしていただけないんで、予定価格についてはこれから詰めますという話はさせていただきたいと思います。

管理者：その時に詰めてから持って来いという話にはならない。

局長：取り敢えず議会開かなあかんという部分とあくまでも限度額なので、この金額で入札をかけるわけではございませんという説明をするしかないと思います。

管理者：今のラインでどうでしょう、いや違う意見だという方はいらっしゃいますでしょうか。

■：それでええと思います。

■：今の段階それしかもう話できひんと思うけどな。もう招集して決まってるねんから日が。今更これできひん、それこそ議会軽視や。

■：提案してこれはどう動くか分かりません、これまだあやふやですっていう話し方はしにくいやろな。せやからこれはアッパーにして。

管理者：見積がきた所のアッパーでやってるけれども、精査した状態で予定価格をその範囲で出させていただきますと。その際には議会にきちんと説明をさせていただきますと、個別説明か、或いはせめて全協でも開くの。

局長：その辺は又ちょっとあれですけど、明日からちょっと説明に回りますんで、その時は一応限度額としてあげさせていただいて、最終予定価格についてはこれからもっと詰めた中で最終報告をさせていただきますというぐらいしかないのかなと。

：それでええと思うんやけどな、俺は今。

：もうそれしかないでっしゃろ。

：それしかないと思うわ。

：開かなあかんでも。もう流されへんねんから。

：これはもう絶対流されへんもん。それこそ大変な話なるわな。それしか手ないんちゃう今の段階は。

：確かにそれでええと思うんですよ、ただ先程から議論してたのは議会に対する説明責任がつかへんやろうっていう事やったから、その精査されてから出すっていう方がええねやったらこれをちょっと延ばした方がええんちゃうかっていう議論させてもうただで、それで議会の方そしたら皆さんオッケーでええわけですわね。自分とこの議会の話です。

管理者：だから今までの組合議会ですね、ちょっとメンバーが代わってますけども、今現時点の議会に出して一定の説明をして直ちに否決されるという雰囲気ではないように思います。ただ結局それが各市町村議会にいき、後々になって誰かがおかしいんちゃうんかというふうに言った時に、やはり我々どこのタイミングからでも説明できないと逆に言ったら走り始めてからの方が大変であろうという部分もあるので、いずれにしても予定価格を出す時には、どの議会のどのややこしい方に会った時でも言える理論武装は必要なんであろうというふうには思うんですけども。

：それさえしっかりしといてもうたら全然問題ない。

：何も議会を軽視してるわけでも騙してるわけでもないねんから、これ後はしっかりと業者と調整してもらっただけの話で、あくまでも限度額としてはこれは最大限譲歩した形で詳細についてはこれから詰めますと、しっかり説明させてもらいますと今の状況スピード感の中ではこれ事務方としては手一杯やと。これからもっと詰めますという事しかしゃないもん。議会招集してんねんから。この議会を又ずらす事によって工期が又ずれるという事になってきたら、かなり。

管理者：、それで。

：はい、それで。

管理者：、如何ですか。

：はい、結構です。

局長：ですから当然今1月8日の入札公告を予定してますけど、それがずれる事も含めてご了承はいただきたいと。

管理者：1月8日がずれる可能性というのはもうそれはやむを得ないという認識でよろしいでしょうか。それでよろしいですか。

：最悪ね。

管理者：何れにしてもそうしますと1月8日までの間に、もう1度お時間を調整いただいて皆さんでご審議する機会が必要かと思いますが、それはそういった事でよろしいですか、はい。それでは一旦議案の1につきましては、議会は開く、マックスの金額としてこの金額を出す、その上で予定価格までにできるだけだけの努力を尽くすという事でご異議ございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。

：コロナにかこつけてな、ほんまにな。何か納得できん話やわな。

局長：なかなか我々も納得はしてないですけども、なかなかその詰め所が分からなくてですね。

管理者：今の議題で大分長くなってしまいましたが、続きまして2番目の議案でございます、令和3年度の一般会計予算案について事務局から説明をお願いします。

寺係長：はい、来年の2月12日に招集を予定しております組合議会定例会において管理者の方から提案する議案につきましては来年度の当初予算を予定しております。その内容につきましてご説明させていただきます、お配りしております令和3年度一般会計予算書(案)と一般会計予算に関する説明書(案)この2つの資料を基にご説明をさせていただきます。まず令和3年度一般会計予算書(案)をご覧ください。先月10月27日に事務担当者会議を開催をさせていただきますして、担当者の皆様に説明を行いまして、各市町村におきまして予算計上をお願いした内容を議案形式にしております。表紙1枚めくっていただきまして1ページの議案第1号、令和3年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計予算についてご説明いたします。令和3年度山辺・県北西部広域環境衛生組合の一般会計の予算は次に定めるものでございます。第1条、歳入歳出予算にあります通り、令和3年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億6,348万9千円でございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は第1表、歳入歳出予算によるものでございます。第2条、債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為によるものでございます。第3条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものでございます。それでは歳出からご説明いたしますので、もう一方の資料となります

一般会計予算に関する説明書(案)の10ページと11ページをご覧ください。こちらの資料は左右の表がそれぞれ対応する形で整理をさせていただいております。10ページの上の方ですけれども、1款、議会費61万円でございます。これは議員報酬の他需用費及び委託料、人件費等負担金でございます。続きまして2款、総務費でございますが2億1,328万5千円でございます。主な内容といたしましては11ページの方の下段の表にあります18節の負担金補助及び交付金8,364万円、その内事務局職員の人件費等負担金といたしまして8,219万6千円でございます。こちらにつきましてはこれまでと同様に引き続き建築技術職員の増員を含めまして事務局職員11名の体制で取り組む予定をしております。1枚めくっていただきまして12ページと13ページをご覧ください。13ページの上段の表にあります24節の積立金につきましては、周辺地区環境整備基金積立金に利子を含めまして1億1,696万5千円でございます。周辺地区環境整備基金積立金につきましては、これまで1億6,500万円を積み立てしておりましたが、今年度の条例改正によりまして、天理市につきましては天理市の基金条例に基づきまして積み立てる事となりました事から、ごみ量で按分いたしまして天理市が負担する金額を差し引きました金額であります1億1,696万3千円を記載しております。次に12ページの中程でございますけれども3款、事業費の方でございます。事業費1億4,592万9千円でございます。主な内容といたしましては13ページ下段の表にあります、焼却費におけます12節の委託料4,450万6千円の内焼却施設用地の草刈業務委託料に134万6千円、新施設整備等発注支援業務委託料に211万4千円、又設計施工監理業務委託料に4,104万6千円、13節の使用料及び賃借料1,297万2千円の内事業用地の転賃借料に1,239万円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして14ページと15ページの方をご覧ください、15ページの上段に表にあります焼却費における22節の償還金利子及び割引料300万円につきましては歳入に繰越金としております過年度執行残返還金でございます。続きまして粗大リサイクル費におけます12節の委託料3,394万1千円の内リサイクル施設用地草刈業務委託料に64万2千円、新施設整備等発注支援業務委託料に237万6千円、設計施工監理業務委託料に1,759万1千円、又令和2年度から延期となっております隣接建物事前調査業務委託料に541万2千円、発掘調査業務委託料に748万5千円、発掘調査基準点測量業務委託料に43万5千円、13節の使用料及び賃借料は事業用地の転賃借料といたしまして1,450万3千円、21節の補償、補填及び賠償金は建設予定地内の民家の移転補償費3,507万2千円を計上しております。こちらの移転補償費に関する内容につきましては後程ご説明をさせていただきます。同じく粗大リサイクル費における22節の償還金利子及び割引料50万円は、歳入に繰越金としております過年度執行残返還金でございます。次に4款でございます。予備費366万5千円でございます。なお、1点補足でございますけれども、現在本組合で使用しております公用車が、令和3年11月30日をもって5年間リースの期間が終了となります。リース期間終了後につきましては、現時点で当該車両の査定金額が不明である事から、令和3年度中に方針を決定し、補正で対応させていただきたいと考えております。宜しくお願い致します。続きまして歳入をご説明させていただきます。同じく資料の4ページと5ページをご覧くださいと思います。1款、分担金及び負担金3億2,149万7千円、こちらにつきましては関係市町村負担金とその他会計負担金の合計でありまして、この内関係市町村負担金につきましては、各市町

村のごみ量によりご負担いただきます、可燃ごみに関する事務負担金、不燃ごみ及び粗大ごみに関する事務負担金、周辺地区環境整備基金積立金等の負担金でございます。1枚めくっていただきまして6ページと7ページをご覧くださいませでしょうか。6ページの上から2款、国庫支出金341万6千円、これは循環型社会形成推進交付金でございます。次に3款、財産収入2千円、これは財政調整基金運用収入でございます。次に4款、繰入金3,507万2千円、これはマテリアルリサイクル推進施設建設予定地内の民家移転補償費でございます。次に5款、繰越金350万円、これは過年度執行残返還金に充てるものでございます。次に6款、諸収入でございますが2千円、内訳といたしましては預金利子が1千円、コピー使用料として雑入が1千円でございます。それでは資料変わりました、最初見ただきましたもう一方の資料、令和3年度一般会計予算書(案)の最後のページになります4ページをご覧くださいませでしょうか。4ページの方に債務負担行為の表を載せさせていただいております。第2表、債務負担行為について、上の方から順番にご説明をさせていただきます。まず施設建設に係ります債務負担行為でございます。事項、新ごみ処理施設整備・運営事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設)、期間でございますが、事業全体が令和3年度から令和32年度、内訳といたしましては建設事業が令和3年度から令和7年度、運営・維持管理事業が令和7年度から令和32年度、限度額といたしましては445億5,345万6千円となっております。続きまして事項、新ごみ処理施設整備・運営事業(マテリアルリサイクル推進施設)、期間といたしましては事業全体が令和3年度から令和32年度、内訳といたしましては建設事業が令和3年度から令和7年度、運営・維持管理事業が令和7年度から令和32年度、限度額といたしましては136億1,665万8千円となっております。続きまして設計施工監理業務に係る債務負担行為でございます。事項、新ごみ処理施設整備(エネルギー回収型廃棄物処理施設)設計施工監理業務委託、期間といたしましては事業全体が令和4年度から令和7年度、限度額といたしましては2億4,843万6千円でございます。続きまして事項、新ごみ処理施設整備(マテリアルリサイクル推進施設)に係る設計施工監理業務委託でございます。期間が事業全体といたしまして令和4年度から令和7年度、限度額といたしましては1億647万3千円でございます。令和3年度一般会計予算に係る議案の説明につきましては以上でございますが、ここで先程説明いたしましたマテリアルリサイクル推進施設建設予定地の民家の移転補償費につきましてご説明させていただきます。

次 長：この移転補償費につきまして、皆様にご協議いただきたい内容がございます。配布しております資料4をご覧ください。以前管理者から概算金額を報告いたしましたが資料4が最終決定金額でございます。この移転補償費につきましてはマテリアルリサイクル推進施設用地で発生する費用でございますが、この敷地に計画している施設にはマテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設の啓発施設も含まれ、その中には組合事務所、議会開催の会議室等10市町村での計画施設が存在する事から、事務局案といたしましては、移転補償費につきましても10市町村での負担をお願いしたいと考えておりますが、現時点では負担方法が決定しておりません。又この点については本日ご協議を経た上で、各市町村の負担を決定したいと考えておりますので、負担金ではなく財政調整基金を

取り崩す事により予算化させていただきました。以上令和3年度当初予算の内容とあわせてご協議をお願いしたいと思います。なお参考に資料5として施設配置計画案を添付しております。

寺係長：説明は以上となります。

管理者：はい、ありがとうございます。ちょっとまずは令和3年度一般会計予算の方を議論していただいた上で、最後の移転補償費の取扱いについては別途協議をお願いしたいと思います。ですが、予算全体について何か皆さんからご質問ご意見等ございますでしょうか。

：債務負担は補正するのに又当初にもかけますか。

寺係長：そうですね、今回補正でかけさせていただいております負担行為につきましては、入札公告を打つ為だけの債務負担という形で、契約まで至らない場合にはその予算が流れてしまいますので、又来年の契約に向けまして新たに債務負担行為という形で挙げさせていただくような格好になって参ります。

：普通そうしますのかな。

管理者：ちょっと私も今同じ質問を実はしたんですけども、それはそういう。

寺係長：そういう会計というか予算上そういう形にはなるという事になっておりますので。

局長：前回はそういう形で。

管理者：あまりその時は気にしてなかっただけで。

：我々そんな経験っていうかそんなせーへんなあ。

管理者：1回取ったらっていう気もするんですけど、・・・時間もありますからそれはご確認いただけますか、もう一度。

：ただあれやろな。

局長：あくまでも入札公告を示す。

：示すその部分がここにありますよというのを示すという意味やな。

管理者：予算上は計上しているという承認は既に取りつたものとして扱うっていう事ですよ。

■■■■：そりゃまあそうですわね。

管理者：それ以外について如何でしょうか、予算本体の部分は。

■■■■：いやまあ別に。

管理者：よろしいですか。

■■■■：今の段階では。

管理者：よろしいですか、そしたらまあまだ定例会まで時間もございしますが、何かございましたら仰っていただいて、基本はこのラインで説明をしていくという事にさせていただきたいと思えます。その上で、資料5の所はまだこれ民家があった状態ではありますが、その民家、一旦話してみたらそんなに感触としては。

局 長：悪くはないですけども。

管理者：このですから皆さんにご了承いただいた上で詰めた協議をしようという事にしてるわけ。

局 長：最終金額が出ましたので、この金額で提示をさせていただくという事をご了承いただいたら、相手に対して話をしたいと。

管理者：まず金額の部分について何かご質問はございますでしょうか、この資料4にございます。

■■■■：これちゃんと積算に基づいてやったもんやな。

局 長：勿論そうです。

■■■■：してはるんやったら別に。

■■■■：だからこれこの計算式はよく区画整理やったら本庁で使うやり方やけどな。いわゆる道路で何か引っ掛かってもう現状価格で調査するんやなしに、この家をもう一度こちらに建てたらどんだけかかりますかっていうこのやり方やな、こっちは評価高なるもんな。

管理者：それでやらざるを得ないんですね。

松係長：そうですね、今回の案件はそれでせざるを得ないので。

管理者：そういう必要性があつて、どいてもらうという事であれば。

：3,500 万か。

管理者：金額についてはですから又根拠になる鑑定書は皆様に共有させていただくという事によるらしいですね。

局 長：勿論挙がつてきてますんで。

管理者：移る前提で話を進めていく事ですよろしゅうございますでしょうか、はい、ありがとうございます。そしたら最後の点でございますが、事務局から今説明がありましたこの予算の負担のあり方についてなんですけども、こちらについてはご意見もあろうかと思ひますので、何かご質問ご意見等あればお伺ひしたいと思ひますが如何でしょうか。率直に様、様、様がどうお感じになるかという事ですね。

局 長：そういう事ですね。10 市町村で負担していただくのか、7 でいくのかという所なんですけども。

管理者：だから整理させていただく、私も今議事進行で中立的立場じゃないとダメだと思つてるので、あくまで整理をさせていただくと、概ねリサイクルの為じゃないのかとそこからすると7 市町村ではないかというのが1つの見方としてあろうかと思ひますし、この家に係る一番大きな部分がいわゆる管理棟と啓発施設という部分で、それは焼却施設の運用にも不可欠なものだというふうにしてみれば 10 市町村でという両方の視点があろうかと思ひます。ひよつとしたら折衷的な案もあるかもしれませんが、この点についてやはり7 市町村については下がる分にはありがたいというのが本音かなと思ひますけれども如何でしょうか、順に様ご意見ございましたら。

：多分そりゃ出すのについて出し渋るという言い方変やけども、それについては話は出てきますよね。それをもし出すとしたら納得する為の今のような説明が又要りますよね、割合ですよね、結局マテリアルこれ全体的な建てるのに私とこは管理棟だけのものなんですよね、負担金は。

管理者：まあ基本的には。

：だから全体的な負担割合をもつていくのか、綺麗に10 で割るのかつていうところでも又多分議員さんは引っ掛かると思ひますよね。だからもう3 択ですよ、出さない、出すにしても均等か、それか全体の割合をもつてきてそれで割るか、その3つやと思ひます。

管理者：だからそれでいくと管理棟にかかる部分だけ。

：要するに全てのやつを同じように割っていく、結局これを個別で均等割ってなって、全体のだからマテリアルを造るのに掛かる費用ありますやんか、そこにプラス 3,500 万かかるっていう事ですよ。その合計を同じように又割っていくっていう。

管理者：10 市町村で割っていくと。

：いやもし入るんやったらね、割るんやったら。

局長：単純に今この補償対象になつとる家をどかすのに、何でどかさなあかんのかっていう所から入ると、ここにはリサイクル施設だけじゃなくて 10 市町村が入る事務所、多目的広場、啓発施設というのは要するにエネの所、本来はエネの所で造るべきものなんですけれども、場所的にないものですから、マテリアルリサイクルの方で造らせていただいたと。そういう流れからいくとこの移転補償については 10 市町村でご負担をいただいてもおかしくはないのかなという事で事務局としてはそういう考え方で今ご提案させていただいてるんですけれども。

：私もそりゃ異論はないですけど、議員さんがどう反応するか。うちところは元々向こうのところで大分反対してた方やから、もうメッチャ敏感なんでそれやったら元々の負担割合で落としたらどうやとかいうのも出てくるんで。

管理者：元々の負担割合。

：だから元々マテリアルはうちとこ入ってないけども、何ぼかあるんですよ。ここに対しての管理棟の部分で。

管理者：管理棟の部分での建設費用はございます。

局長：管理棟の建設費用は 10 市町村での負担になります。

：均等割になってるんですか。

局長：ごみ量です。

：ですよ。でもうちとこ入ってないところは入ってないんですよ。

局長：管理棟については 10 市町村で負担していただく。

：そっちの方になってるんですか、管理棟やから。

局長：はい、はい。管理棟っていうのは要するにエネもマテも両方共、事務局も入る場所も議会を開く場所も入ってますので10市町村で負担をしていただいたと。

：ふーん。

：要はトータル的な管理棟やっていう意味やわな、そういう事やね。

局長：そうです、管理棟というのはあくまでもマテだけの施設ではなくて、エネも含んでの管理棟になってますので10市町村という形で。

：分かりました。

管理者：それで言うと10市町村でこの分を割ってもしゃーないかなと。

：問題ないですね、それで。今実際にそうなってるんやったら問題ないと思いますよ。

管理者：そこは、如何ですか。

：あの、仰ってるのもちょっと理解しようと思って今思ってたんですというのはマテリアル全体の中での建物の比率で、そこだけを按分して欲しいという事やったと思うんですよ。

管理者：それは計算式として有り得るのは私は分かります。だからさっき議論していた正にこれの建設費用の分の割合に合わせてやったらどうだっという事ですよ。ですから普通に10市町村で割ると、様3割弱だったと思うんですけども10市町村で割るっていう事になったらこの3,500万についても3割弱なんだけれども、要は啓発施設とマテリアルの総予算の中での本来が持たれる分にするのとグッと下がるっていう事ですよ。

：という事を仰ってんのかなと思っとったんです。

管理者：その考えも有り得るという事について、細かい計算式にはなってきますけれどもやはりそうすべきだという事か、もう、じゃなくていい。

：ただそのこのこの家ですよ、自体がその管理棟だけでっていう事で立ち退きっていう事であるのであれば、それは私達も全部同じような比率で出さなあかんと。

管理者：それは言い難いですね。ここに管理棟もありますけど、根本的には機械部分も含めて全部をこっちに下げてこないといかんというのが理由でありますので、管理棟のみの理由で

はない。だから説明は勿論つかなくはないんでしょうけども。

■■■■：ちょっと苦しいかな。

■■■■：■■■■に仰ってんのもその辺の、管理棟だけやったら同じように。

管理者：すべきやっという事ですね。■■■■、如何ですか。

■■■■：はい、お二人に仰っていただいているような感じで、管理棟、結局その部分もありますんで、それに沿って、ただしちょっと僕もどのように細かい部分整理したらいいかちょっと分からないんですけど、何らかの形で一緒に負担していくと。

■■■■：元々なかったのに何でこれ■■■■払わなあきませんねんって言いそうや、でもこの棟は■■■■関係ないやんと。それ何で■■■■持つねんって議員さんから絶対きますよね。

管理者：関係はする棟なんだと、ただじゃあだからといって管理棟は全部関係するんだけども、よりボリュームが大きいのはエネの方なわけだから、建設費用全体における、■■■■様なり■■■■様なり■■■■様の按分を3,500万にもそのまま適用する分にはフェアじゃないかという概ねのご意見でよろしいでしょうか。

■■■■：それをやっぱり又うち帰った時に金額は聞いてるんですよ。

管理者：金額の問題じゃないと。

■■■■：金額の問題じゃない。■■■■が言いはるのはやっぱり議会に対してじゃあ言えるんかっていうた時に、えっそれちょっとおかしいんちゃうかと。せやから確実にそこはもう言い切ってもらわないと管理棟にします、だから立ち退きですっていう事言うてもらえてたら全然やぶさかではないんですよ。

管理者：どうですか、お聞きになって他7市町村の皆様方。

■■■■：ほんとにお金の事を言うてるわけやない。

管理者：筋がちゃんと通ってる事が大事だという事ですね。

■■■■：だからさっきのマテリアルのあれの予算と一緒に、数字であってちゃんと理由さえ説明できたら金は何ぼでも、これは理由ほつくねんからオッケーと。ただそれが理由がつかないから否決されるっていう。

管理者：だからそれでいかんと7市町村だけで負担をしないといけないっていう事ではないという所まではいけます。ただ問題は要は通常のごみ量割合で単純に10市町村全体の問題だというふうにとるか、それともこの施設全体における■■■、■■■、■■■様の建設の割合に合わせるべきだというふうにとるか、ご意見は如何でございましょう。

■■■：ただね、単純に10分の1ずつ持つとかいうのはあるんですか。

管理者：だから建設費用は出ますよね、数字として。

■■■：いや3,500万のね、これも均等割とかありなんですか、これ。

管理者：まあ今までこの事業に関してはそういうのはあまりやってはおりませんが。

■■■：急に出た事やからみんなで責任持ちましょうっていう事で均等割するっていうのは、それやったらまだ何とか。

管理者：色々今ご意見出てますが、他■■■例えばどうですか。

■■■：心情的には仰ってるのは、ごててた時に説明しやすいとは思うんですわ。どんな計算になるのかちょっと想像つかへんねんけど。

管理者：だから建設費用における管理棟の割合みたいなのは出ますね、恐らく。

局長：出ますね。

管理者：その建設費用における管理棟の割合の内のごみ量割合が■■■様の本来このマテリアルのこの資料5に載ってる建物で、実際に払われる負担額ですよね。だからその実際の負担額にこの補償費も合わせていったらどうだ、それやったら説明つくんじゃないかっていう事でよろしいですか、ご意見として。

■■■：それやったら筋は通りますよね。

管理者：■■■も心情として分かるという事で。

■■■：敷地の借料の計算はどうなってるんですか。

管理者：今■■■仰っていただいたのは。

■■■：マテリアルの元々の敷地の借料の負担割合はどうなってるのか。

管理者：今までそこはここにおける賃借料の負担はまだ全然海のものとも山のものとも分からない状態だったので、どういう今出し方をしてるんでしたっけというご質問です。

局長：まずは組合の敷地と天理市が利用する敷地とは、一旦都市計画決定打った時には分かれてたんですけども、全体で打ちましたんですけども、最終的に天理市の施設に必要な面積というのは前回と変わらないと。2.2haの内0.6が天理市が負担していただくと。残りの1.6が組合が負担すると。

管理者：その組合が負担する分の中で。

局長：啓発施設としている敷地の面積ですか。

管理者：いやいや違う。

：割合や。我々が賃料として負担する割合はどのような割合の計算なってるのちゅう事。

管理者：例えば来年度予算で、様様の賃料の負担はどうなってますかっていうのが今のご質問です。

局長：今のところは7でいってますね、で、最終的に啓発施設として必要な駐車場とか当然啓発施設の底地は当然10市町村で負担してもらおうと、それがきっかりと出た時点では10市町村と7市町村で計算し直さなあかんというところはあります。

管理者：だから単純に10でも単純に7でもないから、さっき話をしてる・・・段階で近づけようというふうに思ってるって事でよろしいですか。

局長：そういう事ですね、最終的には。

管理者：という前提に基づいて如何でございましょう。

：3,500万の負担の仕方が難しいですな。

管理者：はい、ですからもう一度整理させていただきますと3,500万単純にごみ量割合で10市町村で出す、その場合はこれは10市町村で使う部分が重要なんでっていうご説明を、様にやっていたかかないといけない。ただしそれはちょっと過大になるのではないかという考え方に立ったら、ここの土地の賃料と同じように全体の建設費用の中の啓発施設の部分の中のごみ量割合で1市2町に負担をいただくというのがはそれがフェアなんじゃないかというご意見でよろしかったでしょうか。

：フェアかどうか分かりませんが。

管理者：説明はしやすいかどうか、それであれば3市町は問題ない、他皆さん如何でしょう。

：まあそれの方が分かりやすいわな。

管理者：説明はしやすいかなあと。建設費用における負担と移転費用における負担というのはイコールであるという説明だったらよろしいですか。ただそれはいつでるんだろう。一旦基金から出しておけば最終的に調整できる。

局長：その為に今基金から一般会計に入れさせていただいてますので。

管理者：だから極端な話最後にここを施工する業者が決まって、その落ちた金額の中で啓発施設の割合がどんだけになってるかをちゃんと見た上で、そこにごみ量割合をかけていくという事が出ますね。

局長：大丈夫ですね。

：それは出るわな、別に問題ないわな。

管理者：という事でよろしゅうございましょうか。

一同：はい。

管理者：、如何ですか。

：結構ですよ。

管理者：よろしいですか。じゃあ建設費用と全く同じ割合になるという説明で宜しくお願い致します。議題としては後もう1つすみません、凄く時間が長くなってしまってるんですが、地元基金の協定書を修正するっていうのがありまして、もうちょっと時間の関係で私から言わせていただくと、もう財布を2つに分ける、天理市分と他9市町村でご負担いただくという基金の財布を2つに分ける事に伴って予算措置以外に協定書を以前に結んでおりますので、それを整理をしていく必要があるという事で新旧対照表ですね。そこをじゃあちょっと簡単に。

寺係長：そしたら資料3の方で新旧対照表をつけさせていただいておりますので、そちらちょっとご覧いただけますでしょうか。まず第1条の所でございます、下線部黒線引いております。

すけども、第1条の所では新たに天理市周辺地区環境整備基金という文言を追加させていただきまして、組合の基金条例と合わせて改めて基金という事で定義をさせていただいておるところでございます。続いて第2条の所ですけども、平成を令和に変更させていただいております。続いて第3条の所ですけども、負担金の算定方法から負担額の算定方法という形で見出しを変更させていただいて、負担金を具体的に定義するような形を変更をさせていただいております。続いて第4条ですけども、負担金の納付時期につきまして、天理市と天理市を除く他の市町村が区別できるような形を変更をさせていただいております。続いて次のページでございますけども第5条の所でございます。新しく条文を追加をさせていただいております。基金の積立方法について天理市は天理市の基金条例に基づいて積立を行い、天理市を除く他の市町村につきましては組合の基金条例に基づいて積立していくというような内容で整理をさせていただいております。以下条ずれで5条が6条、6条が7条というような形の変更とさせていただいております。第7条の方につきましては、当初協定書は10市町村長の公印をもって締結しておりましたが、今回組合管理者を追加する形に変更しております。以上が協定書の変更に係る内容となります。

管理者：はい、ありがとうございます。ご説明してる中身は同じでございますが、何かご質問等ございますでしょうか。これについてはよろしゅうございますか、はい。それでは改めてこの新旧に基づいた新の方でそれぞれ公印をいただく形になって参りますので宜しくお願いを致します。一応議題としては以上。

局長：そうですね、後ちょっとその他です、図面配布させていただいてるんですけども、分水嶺と調整池の位置図っていう図面を配布させていただいております。その中に緑で書かせていただいているのは現在排水管が入っている場所で、赤で書かせていただいたのはちょっと追加せなあかん、排水管延ばさない。要するにこの青い色ついてるのは池とこれ今元々■■■■の土地だったんですけども、これ売買されて民間に渡った。で、今その排水管が途中で、下に図面つけさせていただいてるんですけども、写真つけさせていただいてるんですけども、境界までの途中で止まってる形になってますので、本来ならばこんなうちがするべきものじゃないという事で、一回返してるんですけどもただこれまあ民間の人は例えば土地利用しようと思ったら、土を入れて埋めた時に水が流れないとなって、もめた時に非常に面倒臭いという所はありましてですね、この管の接続の費用を積算した上で、これまあ買ったんは土建屋さんなんですよ、ここが工事する時に工事費として発注する方法は一つあるんですけども、それも含めてどうするべきかっていう事で、ご判断をいただきたいなど。

管理者：今のご説明分かりましたでしょうか。ちょっと分かりづらい、もう1度じゃあ間違えてたら言って下さいね、私素人なんで。むしろそっちの説明の方があれかなと思うんですが、私共の施設の水は道を渡った対面の池に流しております。これは地元の水利の関係でこの池にしか流してはいけないものなんです。この写真で見いただいたら今この道のギリギリぐらいまで擁壁があるのが分かると思うんですけども、これが図面上はもっと前まで

実は地面であって、何らかの事情でこの池に浸食されたか何かで、池の面積の方が広がっちゃっていた状況だという事でございます。この地面の部分を買った土建屋さんがありまして、そこはここを行き来できるものだと信じて買ったので、元々の池のラインまで自分でごめるわと言うような事で言うておりますが、そうするとこの排水管が今現在の池のラインの所までしかございませんので、水が池まで到達しなくなる。それでその業者さんと色々元の地権者である■■■■■とうちの事務局なんかも話をしてもらったんですけども、この排水ができないと水利の地元とのお約束で困っちゃうので、うちがこの管の元の池のラインの線まで延ばす分だけは、材料費なりを提供して負担をせざるを得ないかなという話に今なっているという事でございます。その金額は概ね 100 万円ぐらい。

局長：そうですね 100 万ぐらい、要するにここで管を繋ぐとすれば柵を造らなあきませんので、集水柵が非常に結構金額がかかりましてですね 100 万ぐらいはかかるんじゃないかと試算をしたところですね。

管理者：だから本来は民地の中の工事の部分で、組合が材料費を出す必要は全くないんですけども、この管で雨水を排出するのが組合だけになってしまうという事なんで、これを埋め殺しにされるとか、池まで届かないとかっていう状況になってしまうと困るのは組合であるという事から、その管を延ばす費用だけこの用地の外ではありますけども、きちんとその経緯を予算化したり議会に説明するのかな。

局長：そうですね、この時期いつ頃するかもちよっと今分かりませんねんけども。

管理者：にもよるんですが、そこの負担をお認めいただけたらという事でございます。

■■■■■：これ管理者ね、この池を買った業者が埋めるっていうわけであらうか。

局長：池を買ったんじゃないかと。

管理者：要はこの図面で見るとここの今赤い線が引っ張ってる所があると思うんですけども、ここ割と幅があると思うんです、赤い線の部分。ところが現況はこの赤の線の分はないんです、池になっちゃっていると、だから業者にすると。

局長：池側じゃなくてこっちの土地を買収。

■■■■■：法面を、これを買ってんの。

局長：はい、そうなんです。

管理者：ここの赤の所跨いでここの土地とここの土地を行き来できると思って買ったら、行き来

できないから、ここを本来の池の図面にあるラインまで埋め戻すと言っていると、そうするとここまでで管が止まっていますから、水が池の水面まで行きませんという話です。

■：ふーん。

.....

管理者：そこまで延びないと排水管、雨水管として。

■：行き来できるって買うたいうてこれ元々等高線なってるから.....

局長：まあだから本人はいけるとかって買ったのか、たまたま買った土地がそこまであるから利用したいという形で。

■：せやけどこの境界の事俺あんまり口出しはできひんけど、普通はこういう池があつて、普通の場合は池があつたら必ず法面があるわけやんか、ほんで普通我々は年寄りから教えてもうてんのは、池、俗にいう我々よきよきって言うんやけど、池の水が自然に出てくる高さまで水張つてね、この法面に到達するよと、それが境界やつていうふうに俺らは教えてもうてんねんけどな。

局長：これは境界は元々■と池の持ち主と立会をして、境界自体はもう決まってるんですわ。

■：もうこれは決まってるの。

局長：境界明示は打つてあるんで。

■：せやけど普通こういう形でこれしてるぐらいやつたら普通は埋めようとする業者がこれをすべきもんやろ。

局長：そうなんです、だから一旦は組合としては、普通組合がすべきものじゃないっていう事で断ってるんですけども。

■：こんな組合がすべき話と違うと思う俺は、常識的に。

局長：その辺がありまして断ってるんですけども、例えば埋められて話がもめた時にこれ又当然色々話していかな、まあ訴訟になるのか分からないですけども、そこまでいくのかどうかっていうところがありましてですね、ご提案させていただいてると。

管理者：だから水管はですね、色んな人が使ったりあれなんですけどほとんど排他的、ほとんどというか完全に排他的にこの組合用地から出てくる水を出すものでございますんで。

■：まあその問題やわな。

管理者：そこの問題でございます。如何でしょうか、細かい話は今日しないですけど。

■：しゃーないって言うたらしゃーないな。これもあれやな、その当時にその辺の問題も片付けたとここで終わってしもてるっちゅうのが問題やねんな。

局長：元々■持っておられて、そのまま持ってくれてたら何の問題もないんですけど。

■：売ってしもたっていうのがな。

管理者：今売り主と買い主の間でもめてるわけです。それで売り主、買い主の方が結局この管はえっとっていう話の中で、しかも売り主だった方が地主なものですから。

■：当然こんなん、ここ通りの下跨ってここへ持ってきてんねんからこの地主の許可を得てここで止めてるわけやわな。

局長：元々は■さんがそれ両方共■の持ち主やから自分とここでやったやつをそこで止めてたっていう事なんで。

■：はい、分かりました。しゃーないな。

管理者：筋からするとというのはみんな分かりながら・・・してたんですけども、ではここは申し訳ございませんがこういう形にさせていただきます。そしたらすみません、もう2時間に及びまして大変遅くなりましたが、え、まだあるの。

局長：陳情の話、東京陳情。

管理者：ああそうです、陳情は今回再入札という事でございますので、今まで環境省、総務省に行かせていただいて、大分しっかり確保して下さいという事でお願いをしておりましたが、その予定がこちらの都合で変わったという事は申し上げざるを得ないのかなというところと、以前からこの陳情の際に環境省に対して、当時■大分言っていたら、あの例の積替施設がしっかりと補助対象になるようにというところも話をしておりましたので、今年も行った方がいいんだろうというふうには思っております。ただこのコロナの状況が若干厳しくなってきたんですけども、そこは大事な話という事で皆さんご参加でよろしいか、それとも正副管理者で行かせていただく形にいたしましょうかというご相談ござい

ます。如何でございましょうか。

■：もうコロナ禍の事やから、あんまりたくさんで陳情に要望活動するっていうのもちょっとどうかなど。どうかと思うんで、その辺は今管理者が仰っていただいた形でええのちゃいます。

■：俺入ってんねんや。正副管理者って。

管理者：特にやっぱり積替施設の部分なんかは私だけですとちょっと力も。

■：他人事で聞いてしもた。

■：あんまりそんな大人数で行かん方が。

■：受ける方もね。

■：受ける方も。

■：正副と■にお願いするという事で。

管理者：はい、では■と■と私で行ってくるという事でよろしゅうございますか。

■：事務局は行ってくれますね。

管理者：そりゃ行きます。県にも一応言った上で、又前回は■の方からでしたね、アが取っていただいたのは。ちょっとじゃあそれで調整をさせていただきたいと思いますので、時期は1月でよろしいか。

■：いつも1月下旬か。

管理者：まあまあそんなもんですね。

局長：正副議長は声をおかけした方がいいですか。

管理者：前回は。

局長：行っていたいてますけども。

管理者：どうでしょうか。行くと仰っていただけるんだったら行っただき、もういいや任せ

ると仰ったらもう。

局長：だから受ける方も例えば少人数にしてくれっていう話になる可能性もありますんで、その辺は又ちょっと説明しときますんで。

管理者：それでしたら今回は行政側も人数絞るんで正副で行ってきますというような形でお話しをさせていただいて差支えないですか。多分うちの議長は問題ないかなと思いますけど。

■：うちも問題ないです。

管理者：副議長問題ないですか、じゃあそれでいきましょう。

■：声かけて要らんって言いほしたらもう。

管理者：声だけはじゃあかけましょう。

局長：はいはい分かりました。

■：宜しくお願いします。

松係長：最後に配布しております④資料、前回と同様に机の上に置いていただけたら回収させていただきますので。

管理者：では、大変長時間に及びましたですけども、本日運営協議会は以上とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

局長：ありがとうございました。

以 上